



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（労働政策課） 1

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課） 3
- 公有水面埋立ての免許（港湾課） 4

公 告

- 技能検定の実施（労働政策課） 5
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 9

監査委員事項

- 沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令 9

規 則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3 月 2 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第 5 号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条の 2 関係）

職業能力開発校の名称	訓練種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	入校者の定員（人）
沖縄県立具志川職業能力開発校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	2 年	20
			電気システム科	2 年	20
			メディア・アート科	2 年	20
			情報システム科	2 年	20
沖縄県立浦添職業能力開発校	普通職業訓練	普通課程	自動車整備科	2 年	25

別表第 2 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

沖縄県立具志川 職業能力開発校	普通職業 訓練	短期課程	設備システム科	1年	25	を
			情報システム科	1年	20	
			ショップビジネス科	6月	20	
			オフィスビジネス科 (身体障害者対象)	1年	10	

沖縄県立具志川 職業能力開発校	普通職業 訓練	短期課程	オフィスビジネス科 (身体障害者対象)	1年	10	に改め、同表沖縄県立
--------------------	------------	------	------------------------	----	----	------------

浦添職業能力開発校の項中

設備システム科	1年	25	を	設備システム科	1年	20	に、
ビジネスマネジメン ト科	6月	25	を	オフィスビジネス科 (身体障害者対象)	6月	10	に改める。

別表第3中 「造園ガーデニング科」 を 「総合実務科」 に、

情報システム科	260円	を
ショップビジネス科	260円	
ビジネスマネジメント科	260円	
情報システム科	260円	に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第109号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年3月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市玉城字玉城二番堂原1番1、1番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第110号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年3月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 八重山郡竹富町字黒島保里417番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成30年3月2日から同月15日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 37号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字具志川廻原669番1から うるま市字具志川西熱田原1104番地先	9.5m ～ 15.4m	1,008.0m
新	うるま市字具志川廻原669番1から うるま市字具志川西熱田原1104番2	9.5m ～ 15.4m	1,008.0m

沖縄県告示第112号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成30年3月2日から同月23日まで沖縄県土木建築部港湾課及び宮古島市役所において縦覧に供する。

平成30年3月2日

長山港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 出願書受理年月日 平成30年2月16日
- 2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

(2) 埋立区域

ア 位置 宮古島市伊良部字伊良部1393番及び1492番32の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点渡口の浜（北緯24度48分37秒9636、東経125度10分37秒6052）から341度22分44秒558.68メートルの地点

②の地点 ①の地点から104度58分32秒11.39メートルの地点

③の地点 ②の地点から139度41分12秒10.06メートルの地点

④の地点 ③の地点から139度24分49秒10.05メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から139度28分14秒10.05メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から133度36分55秒2.99メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から223度36分48秒8.91メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から226度11分10秒10.01メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から226度11分10秒10.01メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から235度22分47秒10.21メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から223度34分54秒1.31メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から313度36分34秒50.00メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から43度36分27秒8.12メートルの地点

ウ 面積 1,976.49平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 宮古島市伊良部字伊良部1393番及び1492番31の地内並びに同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点渡口の浜（北緯24度48分37秒9636、東経125度10分37秒6052）から339度29分08秒627.22メートルの地点

Bの地点 Aの地点から223度36分34秒100.00メートルの地点

Cの地点 Bの地点から133度36分32秒140.00メートルの地点

Dの地点 Cの地点から43度36分34秒100.00メートルの地点

ウ 面積 13,999.70平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

沖縄県告示第113号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成30年3月2日

小浜港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成30年2月21日 沖縄県指令土第105号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 八重山郡竹富町字小浜ウリンド3210番1及び3210番28に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D.L+1.64メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑧の地点から⑭の地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点小浜（北緯24度20分49秒0442、東経123度58分42秒4258）から105度58分27秒1,177.75メートルの地点

②の地点 ①の地点から25度44分41秒7.15メートルの地点

③の地点 ②の地点から25度04分21秒8.04メートルの地点

④の地点 ③の地点から29度13分21秒13.95メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から36度00分31秒54.46メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から92度14分26秒15.27メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から92度42分48秒7.71メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から74度11分42秒5.33メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から223度10分48秒4.56メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から223度12分04秒5.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から223度08分38秒37.14メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から134度52分12秒7.47メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から142度36分53秒5.07メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から223度08分11秒1.80メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から133度08分50秒7.24メートルの地点

- ⑯の地点 ⑮の地点から223度08分42秒50.00メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から313度08分41秒4.50メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から223度10分04秒1.35メートルの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から303度41分10秒7.85メートルの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から311度25分19秒10.00メートルの地点
 ㉑の地点 ㉑の地点から43度10分31秒0.91メートルの地点

ウ 面積 2,409.70平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡竹富町字小浜ウリンダ3210番1、3210番7、3210番8、3210番9、3210番10、3210番28及び3242番4の地内、3210番9、3210番10及び3242番4に接する無地番地の地内並びに3210番1、3210番7、3210番8、3210番9及び3210番28に接する無地番地の地内並びに同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 三等三角点小浜（北緯24度20分49秒0442、東経123度58分42秒4258）から106度22分28秒1,165.27メートルの地点

Bの地点 Aの地点から23度36分33秒32.74メートルの地点

Cの地点 Bの地点から36度53分17秒80.08メートルの地点

Dの地点 Cの地点から93度27分58秒47.74メートルの地点

Eの地点 Dの地点から178度00分25秒28.27メートルの地点

Fの地点 Eの地点から133度00分18秒48.18メートルの地点

Gの地点 Fの地点から223度08分41秒121.12メートルの地点

ウ 面積 12,289.00平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成30年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成30年3月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 前期実施

(1) 技能検定の実施職種（作業）

ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

イ 3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ウ 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール作業）、塗料調色（調色作業）及び産

業洗浄（高圧洗浄作業）

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成30年6月5日（火曜日）から同年9月9日（日曜日）までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。 2 統一実施 (1) 平成30年8月19日（日曜日）に実施する職種 産業洗浄（単一等級計画立案等作業試験） (2) 平成30年8月26日（日曜日）に実施する職種 機械加工（1級及び2級計画立案等作成試験）及び建設機械整備（1級及び2級計画立案等作業試験）	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成30年7月15日（日曜日）に実施する職種 3級 園芸装飾、機械加工、電子機器組立て、とび、左官、造園、機械検査、建築大工、塗装及びフラワー装飾 2 平成30年8月19日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 造園、サッシ施工、塗装、とび及び防水施工 (2) 単一等級 産業洗浄 3 平成30年8月26日（日曜日）に実施する職種 1級及び2級 機械加工、鉄工、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成30年8月29日（水曜日）に実施する職種 1級及び2級 写真 5 平成30年9月2日（日曜日）に実施する職種 (1) 1級及び2級 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築及びフラワー装飾 (2) 単一等級 路面標示施工及び塗料調色	受検者宛てに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 3級 平成30年8月31日（金曜日） 2 その他の級 平成30年9月28日（金曜日）	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成30年4月4日（水曜日）から同月17日（火曜日）までに沖縄県職業能力開発協会（那覇市西3丁目14番1号）に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種（作業） 3級及び基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

- 3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労働政策課（電話番号098-866-2366）又は沖縄県職業能力開発協会（電話番号098-862-4278）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年3月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年1月16日
(2) 商号名 有限会社エスエスアルミ工業
(3) 代表者名 大浜博昭
(4) 所在地 石垣市字石垣487番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第8866号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年12月28日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年1月16日
(2) 商号名 有限会社群開発
(3) 代表者名 金城由香
(4) 所在地 豊見城市字我那覇210番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11004号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年1月19日
(2) 商号名 鳶島興業
(3) 代表者名 島袋康一
(4) 所在地 那覇市首里金城町2番地56
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12528号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年12月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年1月22日
(2) 商号名 有限会社武建設
(3) 代表者名 上原武一
(4) 所在地 糸満市字糸満309番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第9404号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成30年1月22日
(2) 商号名 株式会社丸博建設

- (3) 代表者名 平良ヒデ
(4) 所在地 宮古島市城辺字比嘉952番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第492号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月12日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年1月29日
(2) 商号名 有限会社玉城タイル
(3) 代表者名 大城盛和
(4) 所在地 南城市佐敷字新開1番地100
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第4723号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年2月9日
(2) 商号名 勇ノ組
(3) 代表者名 田場勇
(4) 所在地 うるま市勝連南風原4489番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12811号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年2月13日
(2) 商号名 有限会社大宮土木
(3) 代表者名 宮城孝子
(4) 所在地 うるま市石川東山二丁目18番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-28)第7342号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業の特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年2月13日
(2) 商号名 有限会社南営工業
(3) 代表者名 金城宏
(4) 所在地 うるま市喜仲二丁目22番23号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第8234号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業及び熱絶縁工事業の一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業及び熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年2月13日
(2) 商号名 三協電気工事株式会社
(3) 代表者名 松島寛行
(4) 所在地 那覇市字天久903番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11526号
(6) 処分の内容 許可した業種のうちとび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の

許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年1月31日付けで、建設業法第12条に基づきとび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年3月2日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月27日 沖縄県指令土第546号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高嶺上又原339番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保362番地1 ディアフラッツ宜保501号 大城亮
- 5 検査済証番号 平成30年2月22日 第4450号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月6日

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員訓令第1号

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月2日

沖縄県代表監査委員 當 間 秀 史

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県監査委員事務局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県監査委員訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「実施者」を「実施権者」に改める。

第4条第3項中「知事」を「代表監査委員」に改める。

第5条の見出しを「（人事評価支援システム）」に改め、同条中「原則として」の次に「、沖縄県人事評価支援システム（電子計算機を利用して人事評価に関する事務の処理を行うためのシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。以下同じ。）で作成する」を加える。

第7条第1項中「総括的に表示する記号（以下）の次に「この章において」を加え、同条第3項第1号中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に改める。

第9条第2項中「1次評価者の」を「1次評価者による」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定による通知及び前項の規定による閲覧は、沖縄県人事評価支援システムにより行うものとする。

第13条第1項中「調整者」を「実施権者」に改める。

第19条中「又は機関」を削る。

第24条第1項中「当分の間実施しない」を「第7条（個別評語に係る部分に限る。）、第8条及び第11条から第17条までの規定は適用しない」に改める。

第26条第1項中「（以下「評価結果」という。）」を削り、「監査課長」を「事務局長が別に定める苦情相談員」に改め、同条第2項中「前項の苦情相談のうち、評価結果に関するものについては、事務局長が設置する」を「通知された評価結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情（通知された評価結果に関する苦情を除く。）について、別表第5に定める」に、「申し込み」を「申込み」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1次評価者、2次評価者及び実施権者

被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者
事務局長 参事監	代表監査委員	—	代表監査委員
参事 課長 監査監	事務局長	—	代表監査委員
主幹	課長又は監査監	事務局長又は課長	代表監査委員又は事務局長
主査以下の職	監査監又は主幹	課長	事務局長

別表第3の表以外の部分中「初任層」の次に「の職員用」を加える。

別表第4中「倫理・規律性」を「倫理・規律」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第5（第26条関係）

苦情処理委員会

委員長	委員	事務局
事務局長	参事及び監査課長	人事評価担当主幹

第1号様式及び第2号様式中

「

自己申告	1次評価者		2次評価者	
全体評語	総合所見	全体評語	総合所見	全体評語

」

「

1次評価者		2次評価者	
総合所見	全体評語	総合所見	全体評語

」

改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---------------------------------------------	------------------------------------------